

都道府県・政令指定都市名	45 宮崎県
--------------	--------

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	総合政策部生活・協働・男女参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 3 人、兼任 3 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	宮崎県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	2000年4月1日 根拠: 宮崎県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	宮崎県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2003年10月1日
構 成 員 数	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2017 年 4 月 ~ 2022 年 3 月
名 称	第3次みやざき男女共同参画プラン
改 定 ・ 見 直 し の 予 定 時 期	2022年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	宮崎県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2003年3月12日
	施 行 日 (西 暦)	2003年4月1日
	最 終 改 正 日	2012年3月29日
	改 正 内 容	審議会の庶務を処理する部の名称の変更に伴う改正(2004年3月26日及び2008年3月26日の改正内容も同様)
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	2021年3月31日
目 標 値	(西暦)	2021 年度まで	50 %	
根 拠	第3次みやざき男女共同参画プラン			
目標設定の対象である審議会等の範囲	審議会及び私的諮問機関で次に掲げるものを除く。(設置が単年度限りのもの・県職員のみで構成され内容が連絡調整会的なもの・内容が業務連絡的なもの・施策的判断を要するものが極めて狭く、かつ、専門的分野での事業認定、選考等を目的とするもの)			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(82)うち女性委員を含む審議会等数(82)	
			延総委員等数(1,278)延女性委員等数(587)	女性比率(45.9)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(73)うち女性委員を含む審議会等数(71)	
			延総委員等数(1,044)延女性委員等数(420)	女性比率(40.2)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(35)	
			延総委員等数(623)延女性委員等数(227)	女性比率(36.4)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(5)	
			延総委員等数(66)延女性委員等数(8)	女性比率(12.1)
目標値以外の目標設定				
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	236 人 (2007 年 10 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	〔 〕	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
	管理職総数	(人)	女性管理職の内訳										
	うち女性管理職数	(人)	女性比率(%)	部長相当職			次長相当職			課長相当職			
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	211	11	5.2	18	2	11.1	38	2	5.3	155	7	4.5
	うち一般行政職	155	10	6.5	16	2	12.5	30	2	6.7	109	6	5.5
支庁・地方事務所等	計	229	20	8.7	7	0	0.0	45	0	0.0	177	20	11.3
	うち一般行政職	134	9	6.7	4	0	0.0	31	0	0.0	99	9	9.1
全体	計	440	31	7.0	25	2	8.0	83	2	2.4	332	27	8.1
	うち一般行政職	289	19	6.6	20	2	10.0	61	2	3.3	208	15	7.2
再掲	警察関係	63	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	52	0	0.0
	教育委員会	30	2	6.7	4	0	0.0	5	0	0.0	21	2	9.5

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	360	33	9.2	604
	うち一般行政職	190	29	15.3	321	52	16.2
支庁・地方事務所等	計	469	66	14.1	873	201	23.0
	うち一般行政職	184	23	12.5	354	83	23.4
全体	計	829	99	11.9	1477	285	19.3
	うち一般行政職	374	52	13.9	675	135	20.0
再掲	警察関係	280	22	7.9	554	42	7.6
	教育委員会	42	6	14.3	77	18	23.4

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	37	2	5.4	41	5	12.2	69	11	15.9
	うち一般行政職	27	2	7.4	34	5	14.7	63	10	15.9
支庁・地方事務所等	計	59	5	8.5	104	18	17.3	163	38	23.3
	うち一般行政職	42	2	4.8	59	9	15.3	105	29	27.6
全体	計	96	7	7.3	145	23	15.9	232	49	21.1
	うち一般行政職	69	4	5.8	93	14	15.1	168	39	23.2
再掲	警察関係	13	0	0.0	33	3	9.1	48	1	2.1
	教育委員会	6	1	16.7	3	1	33.3	12	5	41.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○	○				○	◎			○	昇任試験は警察本部のみ
補佐級	○		○			○	◎			○	昇任試験は警察本部のみ
係長級	○		○			○	◎			○	昇任試験は警察本部のみ

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,159	121	10.4
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	408	145	35.5
うち上級	271	75	27.7
うち一般行政職	163	48	29.4
うち上級	132	41	31.1
うち警察関係	112	25	22.3
うち上級	61	11	18.0

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	規定内容
1. 宮崎県職員旧姓使用取扱要綱 2. 県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱 3. 宮崎県警察職員の旧姓使用取扱	
該当部分の条文(本文)	<p>1. (知事部局、病院局は運用) 第2条 職員は、知事の承認を受けて、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものを除く文書等に旧姓を使用することができる。 別表(第2条関係)旧姓を使用することができない文書等(基準) ・職員の身分に係るもの…(例)辞令、履歴書、宣誓書、辞職願等 ・職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの…(例)県に対する債権(給与、旅費等)及び債務(職員宿舍入居料等)に係る文書等、共済組合・職員互助会に係る文書等 ・公権力の行使に係るもの…(例)建築確認、立入検査、徴税等法令に基づく行政処分に係る文書(差押調書等)等 ・システム上旧姓を使用することができないもの…(例)人給オンラインシステムなどの、現姓の登録が必要なシステムによって作成される文書等</p> <p>2. (教育委員会) 第2条 職員は、教育長の承認を受けて、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものを除く文書等に旧姓を使用することができる。 ※別表は①に同じ</p> <p>3. (警察) 宮崎県警察職員の旧姓使用取扱要領 第2 旧姓使用の対象 旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外とする。 1 給与の事務に関する文書 2 源泉所屬税の事務に関する文書 3 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書 4 児童手当の申請に関する文書 5 共済組合に関する申請書等 6 国際警察緊急援助隊に関する文書 7 旧姓使用によって、法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、当該文書等を所轄する所属長等から申請を受け、警務部長が、旧姓使用の対象から除外したもの</p>

問7-9: 防災・危機管理部(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2: その他(西暦)

Table with 6 columns: 防災・危機管理部職員数(人), うち女性数(人), 女性比率(%), うち管理職数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Values: 30, 2, 6.7, 2, 0, 0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with 4 columns: 名称, 設置年月日(西暦), 所在地等, 管理・運営主体. Includes details for 宮崎県男女共同参画センター, including address, phone, and management structure.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table with 4 columns: 名称, 設置年月日(西暦), 出資者, 基金・基本財産額(千円)

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Table with 4 columns: 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無, 問10-2 各種女性団体連絡協議会等の名称等, 問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無, 問10-4 活動内容

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Table with 2 columns: 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県), 内容

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

Table with 2 columns: 問12 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施, 内容

女性職員の研修受講への配慮

Table with 2 columns: 問12 女性職員の研修受講への配慮, 内容

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table with 4 columns: 事項, 2020年度予算(千円), 2021年度予算(千円), 備考

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				○
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				○
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○		○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○			○
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	仕事と生活の両立応援宣言事業 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度(2, 7, 8, 10)、未来みやざき子育て県民運動推進協議会(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	未来みやざき子育て表彰(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	みやざき女性の活躍推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	宮崎県男女共同参画の現状と施策
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画週間 ・ 女性に対する暴力をなくす運動	各種広報媒体による広報、パネル展 各種広報媒体による広報、パネル展、パープルライトアップ		6月 11月
2. 表彰 ・ 宮崎県男女共同参画功労賞表彰 ・ 宮崎県女性のチャレンジ賞表彰	知事表彰 知事表彰		12月 12月
3. 講座 ・ 男女共同参画地域推進員養成講座	地域で男女共同参画の普及推進に取り組む人材の養成	基礎編・実践編それぞれ20名	12月、2月
4. 相談事業 ・ 性暴力被害者支援センター運営	性暴力被害者への総合的支援を可能な限り1カ所で受けられるセンターを運営		通年
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 宮崎県男女共同参画センター管理運営委託 ・ 女性の活躍サポート事業委託	指定管理者制度に基づいた施設の管理運営 県内の様々な分野で活躍する女性をロールモデルとしてホームページで紹介、メンター派遣、女性の活躍応援講座の実施、女性の活躍に関する相談窓口の設置		通年 通年
・ 企業のネットワーク構築支援	企業、関係団体、行政が一体となって設立した「みやざき女性の活躍推進会議」が主体となって、企業の求める研修会等を開催する。		7月、10月、11月、12月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	宮崎県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1	
規 則 名	宮崎県議会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第二条[略] 2 議員が公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにし、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	1		
家族の看護	4		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1		所用、体調不良等
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()		
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名	条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

3	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) { 具体的な役割の明確化に努めるよう規定 }	
計画、指針名		
該当部分の規定		

調査時点コード: 2

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) (2021年3月31日)

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2019年1月21日 ~ 2023年1月20日
副知事	2	人 (女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付けています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	55	7	12.7	
	都道府県防災会議(委員のみ)	54	7	13.0	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	災害対策基本法で定められた特定の役職に女性がいないかったため。
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	災害対策基本法で定められた特定の役職に女性がいないかったため。
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	災害対策基本法で定められた特定の役職に女性がいないかったため。
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	災害対策基本法で定められた特定の役職に女性がいないかったため。
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	4	1	25.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	災害対策基本法で定められた特定の役職に女性がいないかったため。
2	国土利用計画地方審議会	18	9	50.0	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	19	0	0.0	委員の選定について、交通安全基本法で定められた特定の組織・役職に女性がいないかったため。
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	23	11	47.8	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	19	8	42.1	
7	精神医療審査会	24	2	8.3	
8	都道府県生活衛生適正化審議会				随時
9	都道府県医療審査会	18	6	33.3	
10	准看護師試験委員会	9	5	55.6	
11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
12	地方社会福祉審議会	19	10	52.6	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
16	都道府県農業共済保険審査会				休止
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0	
18	都道府県建設工事紛争審査会	10	5	50.0	
19	建築審査会	7	3	42.9	
20	都道府県建築士審査会	6	3	50.0	
21	都道府県都市計画審議会	16	5	31.3	
22	開発審査会	7	4	57.1	
23	私立学校審議会	12	5	41.7	
24	石油コンビナート等防災本部				設置無し
25	公害健康被害認定審査会	12	1	8.3	
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				設置無し
27	都道府県児童福祉審議会				設置無し
28	地方港湾審議会	18	7	38.9	
29	土地区画整理審議会				設置無し
30	教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
31	介護保険審査会	21	8	38.1	
32	都道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0	
33	感染症の診査に関する協議会	18	6	33.3	
34	警察署協議会	103	54	52.4	
35	土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	4	66.7	
37	都道府県国民保護協議会	44	3	6.8	
38	地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
39	市街地再開発審査会				設置無し
40	都道府県職員委員会				設置無し
41	自然再生協議会				設置無し
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
44	留置施設視察委員会				設置無し
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				設置無し
46	指定難病審査会	9	0	0.0	指定難病に関する知見を有し、審議会への出席に都合のつく女性医師がいなかったため。
47	小児慢性特定疾病審査会	4	1	25.0	
48	行政不服審査会	3	2	66.7	
49	地域医療対策協議会				設置無し
50					
51					
52					
53					
	合 計	623	227	36.4	
	女性委員0の審議会数	2			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	14	3	21.4	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	
	合 計	66	8	12.1	
	女性委員0の委員会数	4			